

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行細則（平成11年神奈川県規則第69号）第24条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）における指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定居宅サービス事業者等の指定等の申請)

第2条 法第70条第1項及び第86条第1項の規定による申請、法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可に係る申請並びに法第115条の2第1項の規定による申請は、指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書（第1号様式）により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の指定等の更新)

第3条 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）及び第86条の2第1項の規定による指定の更新に係る申請並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新に係る申請並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第107条の2第1項の規定による指定の更新に係る申請は、指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書（第2号様式）により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第4条 法第71条第1項の規定（法第115条の11において準用する場合を含む。）によるみなし指定に係る確認及び同項ただし書の規定による申出は、介護事業実施確認書兼申出書（第3号様式）により、第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書（第4号様式）により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の変更等の届出)

第5条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項並びに旧法第111条の規定による変更の届出は、指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）変更届出書（第5号様式）により行うものとする。

なお、法人変更に係る添付書類は別表のとおりとする。

2 法第75条第2項、第99条第2項、第113条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業の廃止、休止の届出は、廃止（休止）届出書（第6号様式）により、法第75条第1項、第99条第1項、第113条第1項及び第115条の5第1項の規定による事業の再開は、再開届出書（第6号の2様式）により行うものとする。

(指定の辞退)

第6条 法第91条及び旧法第113条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（第7号様式）により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更申請)

第7条 法第94条第2項及び第107条第2項に規定する許可の申請は、介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書（第8号様式）により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第8条 法第95条及び第109条に規定する承認の申請は、介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書(第9号様式)により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請)

第9条 法第98条第1項第4号及び第109条に規定する許可の申請は、介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書(第10号様式)により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の死亡等の届出)

第10条 法第105条及び第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項に規定する介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の死亡又は失踪の届出は、介護老人保健施設・介護医療院開設者死亡(失踪)届(第11号様式)により行うものとする。

(エックス線装置の設置の届出)

第11条 法第105条及び第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定によるエックス線装置の設置の届出は、エックス線装置設置届(第12号様式)により行うものとする。

(エックス線装置の変更の届出)

第12条 法第105条及び第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定による医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第10号に規定する変更の届出は、エックス線装置設置届出事項変更届(第13号様式)により行うものとする。

(エックス線装置の廃止の届出)

第13条 法第105条及び第114条の8において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定による医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第12号に規定する廃止の届出は、エックス線装置廃止届(第14号様式)により行うものとする。

(医師を宿直させないことに関する申出書)

第14条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準条例第27条第3項ただし書により医師を宿直させない場合の申し出は、医師を宿直させないことに関する申出書(第15号様式)により行うものとする。

第15条 削除

(指定市町村事務受託法人の指定の申請)

第16条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第11条の2第1項の規定による申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書(第17号様式)により行うものとする。

(指定市町村事務受託法人の変更等の届出)

第17条 政令第11条の3第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定市町村事務受託法人変更届出書(第18号様式)により、廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定市町村事務受託法人廃止(休止、再開)届出書(第19号様式)により行う

ものとする。

(指定都道府県事務受託法人の指定の申請)

第 18 条 政令第 11 条の 7 第 1 項の規定による申請は、指定都道府県事務受託法人申請書（第 20 号様式）により行うものとする。

(指定都道府県事務受託法人の変更等の届出)

第 19 条 政令第 11 条の 8 の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定都道府県事務受託法人変更届出書（第 21 号様式）により、廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定都道府県事務受託法人廃止（休止、再開）届出書（第 22 号様式）により行うものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 14 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表(第5条関係)

変更内容	添付書類	備考
1 法人代表者(氏名・住所変更を含む)	変更届管理票(法人用)	
	法人の登記事項証明書(謄本)	
	県内事業所一覧表	法人が所管する事業所が一つの場合は不要
	返信用封筒	
2 法人の住所(転居・住居表示変更)	変更届管理票(法人用)	
	法人の登記事項証明書(謄本)	
	市町村発行の住居表示変更証明	住居表示の変更の場合
	県内事業所一覧表	法人が所管する事業所が一つの場合は不要
	返信用封筒	
3 法人の名称変更(合併を除く)	変更届管理票(法人用)	
	法人の登記事項証明書(謄本)	
	県内事業所一覧表	法人が所管する事業所が一つの場合は不要
	返信用封筒	
4 法人の番号・FAX 番号	変更届管理票(法人用)	
	県内事業所一覧表	法人が所管する事業所が一つの場合は不要
	返信用封筒	
5 法人の組織変更	変更届管理票(法人用)	
	法人の登記事項証明書(謄本)	
	県内事業所一覧表	法人が所管する事業所が一つの場合は不要
	組織変更計画書	
	返信用封筒	